

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

【問い合わせ】 国保年金課 ☎84-0652

後期高齢者医療制度の保険料軽減制度が改定されます

①所得の低い方に対する保険料軽減割合が変わります

令和2年度まで軽減判定所得33万円以下の世帯については、法令の特例により本来の軽減割合（7割）から多く軽減されていましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われ令和3年度は本来の割合（7割）となります。



▲市ホームページ

②均等割額軽減に係る基準額・基礎控除額が変わります

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除が変更されました。この改正に伴い、後期高齢者医療制度においても、被保険者均等割額の軽減に係る基準額及び基礎控除額が変更されます。

均等割額の軽減割合【〈 〉内は令和2年度の要件】

対象者の所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合		
	本来の割合	令和2年度	令和3年度
㉗ 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 〈33万円以下〉 ↳ ㉗のうち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で各種所得なし	7割	7.75割 7割	7割
㉘ 43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 (㉗、㉙を除く) 〈33万円+(28.5万円×被保険者数)以下〉	5割	5割	
㉙ 43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下(㉗、 ㉘を除く) 〈33万円+(52万円×被保険者数)以下〉	2割	2割	

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

基礎控除額の変更

所得割額：
(所得金額-基礎控除額(注1))×所得割率 9.64%

(注1) 基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

※令和2年度基礎控除額:33万円

お忘れの申請はありませんか

次に該当する給付の時効は、2年間です。申請がお済みでない方は、国保年金課で手続きをしてください。

後期高齢者医療制度の主な時効

種 類	消滅時効の期間	起算日
高額療養費 入院時食事療養費	2年間	診療月の翌月1日(診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日)
高額介護合算療養費		基準日の翌日
療養費(治療用補装具、保険証を持参せずに医療機関などにかかった時の医療費)		費用を支払った日の翌日
葬祭費		葬祭を行った日の翌日

※高額療養費及び高額介護合算療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。